

遠 監 第 1 3 号

平成26年8月25日

遠野市長 本 田 敏 秋 様

遠野市監査委員 佐 藤 サヨ子

遠野市監査委員 佐々木 資 光

遠野市監査委員 荒 川 栄 悦

平成25年度遠野市健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された標記の健全化判断比率等を審査したので、その結果について、次のとおり意見書を提出します。

平成25年度健全化判断比率等審査意見

第1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成26年8月4日から平成26年8月22日まで

第3 審査の概要

この財政健全化審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「法」という。）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき市長から提出された健全化判断比率等及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率等及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められる。

記

ア 遠野市における健全化判断比率

(単位：%)

健全化判断比率	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	比較	備考
①実質赤字比率	-	-	-	-	-	
早期健全化基準	13.14	13.16	13.17	13.13	△0.04	
②連結実質赤字比率	-	-	-	-	-	
早期健全化基準	18.14	18.16	18.17	18.13	△0.04	
③実質公債費比率	13.0	11.8	12.0	10.8	△1.20	
早期健全化基準	25.0	25.0	25.0	25.0	0.00	
④将来負担比率	78.7	82.1	96.7	73.5	△23.20	
早期健全化基準	350.0	350.0	350.0	350.0	0.00	

イ 遠野市の公営企業における資金不足比率

(単位：%)

対象会計	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	比較	備考
農業集落排水事業特別会計	-	-	-	-	-	令第17条第3号
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0	20.0	0.00	
下水道事業特別会計	-	-	-	-	-	令第17条第3号
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0	20.0	0.00	
水道事業会計	-	-	-	-	-	令第17条第1号
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0	20.0	0.00	

(810_健全化判断比率 H26)

備考欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第17条に規定する資金不足比率の算定に用いる事業の規模について、法適用企業（法第2条第1号イに規定する法適用企業をいう。）に係る特別会計にあつては「令第17条第1号」と、法非適用企業（法第2条第1号ロに規定する法非適用企業をいう。）に係る特別会計にあつては「令第17条第3号」と記載している。

(2) 個別意見

ア① 実質赤字比率について

平成25年度の実質赤字比率は、平成24年度に引き続き赤字額なしであり表記上「-」となっている。平成25年度の早期健全化基準は13.13%であり、健全範囲である。

ア② 連結実質赤字比率について

平成25年度の連結実質赤字比率は、平成24年度に引き続き赤字額なしであり表記上「-」となっている。平成25年度の早期健全化基準は18.13%であり、健全範囲である。

ア③ 実質公債費比率について

平成25年度の実質公債費比率は10.8%で、早期健全化基準の25.0%を大きく下回り健全範囲である。地方債を起す際に、この比率が18.0%以上の場合は公債費負担適正化計画の策定を前提に県から許可を受けなければならない団体となるが、これからも大型事業が計画されており、今後も数値の推移を見守る必要がある。

ア④ 将来負担比率について

平成25年度の将来負担比率は、平成24年度の96.7%を23.2ポイント下回り73.5%となっている。早期健全化基準は350.0%であり、健全範囲ではあるが、一部事務組合である岩手中部広域行政組合の施設整備事業に係る起債償還に対する負担金増が今後見込まれることから、予断を許さない状況である。

イ 資金不足比率について

平成25年度の公営企業に係る資金不足比率は、対象となる農業集落排水事業特別会計、下水道事業特別会計及び水道事業会計のすべてが資金不足額なしであり表記上「-」となっている。経営健全化基準は20.0%であり、いずれも健全範囲である。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は、特にない。